# =「宮の沢中央地区景観まちづくり指針」策定に向けたアンケート実施結果= 1/3

意見募集 参考資料 札幌市 まちづくり政策局 都市計画部 地域

説明資料 1-2

□ 無回答

■ 不要

これまでのワークショップにおける意見交換をもとに宮の沢中央地区のみ <u>なさまや地区内に土地をお持ちの方</u>を対象にしたアンケートを実施しました。

いただいたご意見は景観まちづくり指針(素案)作成の参考にさせていた だきました。ご協力ありがとうございました。

調査対象 宮の沢中央地区内にお住まいの方・事業者、地区外の土地所有者

平成29年11月6日~11月20日

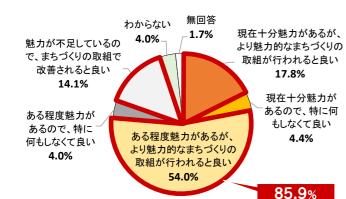
配布・回答数 配布2,673票 回答298票(回収率11.1%)

実施期間



#### 問1 宮の沢中央地区のまちづくりの取組について

現在感じていること・今後の取組について、どうお考えですか?



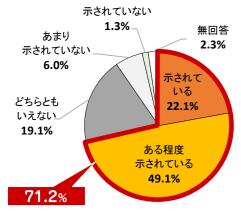
#### **=アンケートや意見交換会における意見=**

・ルールが厳しくなると住みづらくなるため、 自分ができることを少しずつ取り組めればい いと思う。その方向性を示してもらうのはい いことだ。

「魅力的なまちづくりが 行われるといい」と回答

# 問2『目標』と『方針』について

目標と方針に、"地域の特徴"や"地域で大事にしていきたいこと"が示されていますか?



地域の特徴が「示されている」 「ある程度示されている」と回答

### =アンケートや意見交換会における意見=

- ・人と人のふれあいがあるまちづくりが一番大切である。
- ・今後、高齢者が増えていくことを考えると人のつながり づくりが必要なのではないか。
- ・地域活動に積極的に取り組み、子育てしやすい安心して 暮らすことができる地域にしていきたい。
- 「回遊」という表現は地域になじまないため、「散策」 などにしてはどうか。
- ・目標や方針について、何を意図しているのか分かりやす い説明が必要ではないか。

# 指針への反映 P4~P6

- ・「人と人のつながりを大切にしたみどりあふれ快適な暮らしのあるまち」を目標としました。
- ・「地域活動」や「安全・安心」を特に重視した方針としました。
- ・「回遊」という表現を「散策」という表現に修正しました。
- ・読む人が分かりやすいように目標や方針の解説を記載しました。



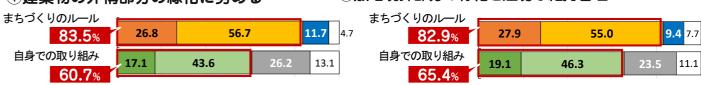
まちづくりのルール ■ 必要 ■ あっても良い

#### 問3 『地域の魅力を維持向上させるためのルール』について

(1)-①地区全体の『建築物外構部などのみどり』に関するルールについて、どの ように考えますか?

#### ①建築物の外構部分の緑化に努める

#### ②敷地境界部分の緑化と適切な維持管理

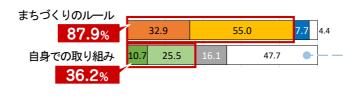


#### **=アンケートや意見交換会における意見=**

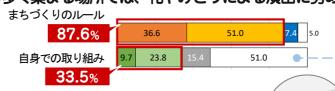
- ・住宅地内のみどりを増やしていくルールが必要である。・みどりがたくさんあるので維持していきたい。
- ・それぞれの事情があるため、無理のない範囲で参加できるようにしてほしい。
- ・取り組むにあたって、費用面が心配である。

# 指針への反映 P10

- ・それぞれできる範囲で緑化やみどりの維持管理に努めるルールとしました。
- (1) -② ラベンダー通りなど地域のシンボルとなる通りに面する『建築物 外構部などのみどり」に関するルールについて、どのように考えますか?
  - 1通りに接する敷地は効果的な植栽に配慮



②人の多く集まる場所では、 花やみどりによる演出に努める

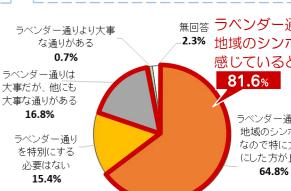


(1) - ③地域のシンボルとなる通り について、どのように考えますか?

- ・地域のシンボルのラベンダー通りの魅力を維持したい。
- ・まずはラベンダー通りの魅力向上に取り組んではどうか。

# **=アンケートや意見交換会における意見=**

ラベンダー通り を特別にする 必要はない 15.4%



無回答 ラベンダー通りは -2.3% 地域のシンボルと 感じていると回答 ラベンダー通りは 地域のシンボル なので特に大事 にした方が良い

自身での取組について、難しいと回答し

地域のシンボルとなる通りに面していない

手入れが大変なので、積極的には難しい。

た人や無回答の人の自由意見(抜粋)

マンションに住んでいるため。

# 指針への反映 P7、P10~P11、P18

- ・ラベンダー通りの沿道ではより効果的な緑化を促すため、きめ細やかなルールを定めました。
- ・今後ラベンダー通りの沿道で高さ10mを超える建築物を建てる際は、市に届出し、緑化などに ついて協議する仕組みを設けることとしました。

まちづくりのルール 📗 必要 📙 あっても良い 自身での取り組み

■ 可能 ■ 条件があえば

■ 不要 □ 無回答

■ 難しい □ 無回答

# 『地域の魅力を維持向上させるためのルール』について

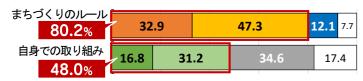
(2) - ① 地区全体の『建築物・工作物等』に関するルー ルについて、どのように考えますか?



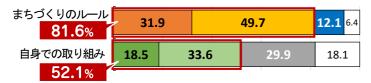
①街並みとの連続性や山並みへの眺望に配慮した建て方にする



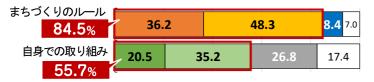
②建築物等をセットバック(後退)し、ゆとりある敷地を確保する



③周囲の街並みと調和を意識したデザインに努める



4 塀・柵を設ける場合、周囲の街並みと調和するよう高さ・意匠を配慮する



## **=アンケートや意見交換会における意見=**

- ・建築物の高さを抑えて、山並みへの眺望を大切にしたい。
- ・落ち着いた住環境が守られていることが地域の魅力である。
- 隣近所が閉鎖的になると見守り活動が行き届いていかない。
- ・建築物などの個人資産について厳しいルールをかけることは難しいと思う。
- 建築してしまっている家を、今さら変えられない。

# 指針への反映 P7、P12~P13

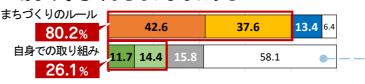
- ・現在の住環境を維持するため、各個人が無理なく「できる範囲」で行うルール にしました。
- ・建築物・工作物等に関するルールは、現在の良好な住環境を維持しようという ものであり、今ある建築物を今後建替えるときや、新たな建築物を建てるとき などに適用することを明記しました。

(2) -② 戸建て住宅などが多い区域の『建築物・工作物等』に関するルールについて、どのよ うに考えますか?

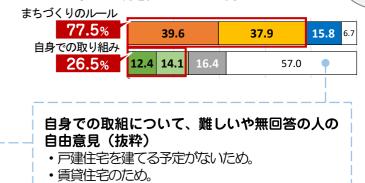
①5階建て(15m程度)を超える場合は、セットバック (後退) や緑化に努め、圧迫感を軽減



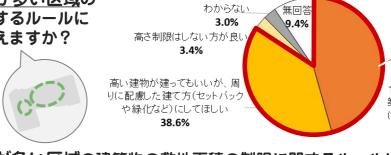
あまり小さくならないようにする



②戸建て住宅の敷地など、小さめの敷 地は今より分割しないよう努める



(2) - ③ 戸建て住宅などが多い区域の 建築物の高さ制限に関するルールに ついて、どのように考えますか?



建築物の高さ制限について何ら かのルールが必要と回答

84.2%

15m以下(5階建て程度)に建 築物の高さを制限し、高い建物 は建たないようにした方が良い 45.6%

(2) - ④ 戸建て住宅などが多い区域の建築物の敷地面積の制限に関するルールについて、ど のように考えますか?

①165m以上の敷地は、165m未満に分割しない ②165m未満の敷地は、今より分割しない まちづくりのルール



# 自身での取組について、難しいや無回答の人の自由意見(抜粋)

- ・最近住宅を新築したため。・50坪では広い、40坪程度が妥当。
- 土地の値段が50坪(165㎡)だと高くなるので、そこまで強制しなくてもいい。

### =アンケートや意見交換会における意見=

#### ◎高さに関する意見

- ・世帯の世代交代により、土地の細分化や高さのある建築物の建築が 無秩序に進まないようにしてほしい。
- ・この地区は、33mまでの高層建築物が建てられるので、低層住宅地 のエリアは高さに関するルールがあるといい。
- ・高いマンションなどを建てる際は、周りに配慮した建て方になるとよい。

#### ◎敷地に関する意見

- ・冬期の除雪の問題や防災の面でも、ある程度ゆ とりのある土地の広さを確保することは必要。
- ・若い世代が持ち家を取得するには、広い敷地は 負担となる。
- ・地価が上がっている地域なので、新築の場合165 ㎡を確保することは難しいと思う。

# 指針への反映 P7、P14、P18

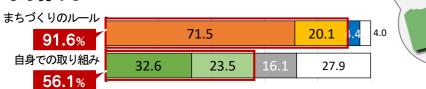
- ・戸建て住宅などが多い区域では、高さや敷地について一定のルールがあった方が良いという意見が多かった 一方、厳しいルールを設けることには慎重な意見もあったため、ゆるやかなルールを設けました。
- ・今後高さが15mを超える建築物を建てる際は、市に届出し、協議する仕組みを設けることとしました。

**RAME A STOTE OF THE STORE O** 

# 問3 『地域の魅力を維持向上させるためのルール』について

(3) 地区全体の夜間景観に関するルールについて、どのように考えますか?

①夜間における安全性の向上のため、屋外照明を設け、点灯する よう努める



#### =アンケートや意見交換会における意見=

- ・区域内には夜間暗いところがあり、安全面を考えると不安である。
- ・費用 (電気代など) がかかるので、各家庭の事情によって取り組めるかどうかが変わると思う。

# 指針への反映 P14

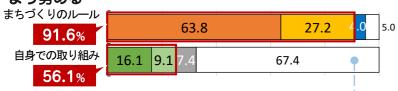
・各家庭で、できる範囲で屋外照明を設け、点灯するように努めるルール としました。

# (4) <u>ラベンダー通りに面する区域</u>の広告物等に関する ルールについて、どのように考えますか?



1

①広告物は必要最低限の大きさとし、華美な色合いにならない よう努める



自身での取組みについて、難しいや無回答の人の自由意見(抜粋) ・広告物を設置する予定がない。

#### =アンケートや意見交換会における意見=

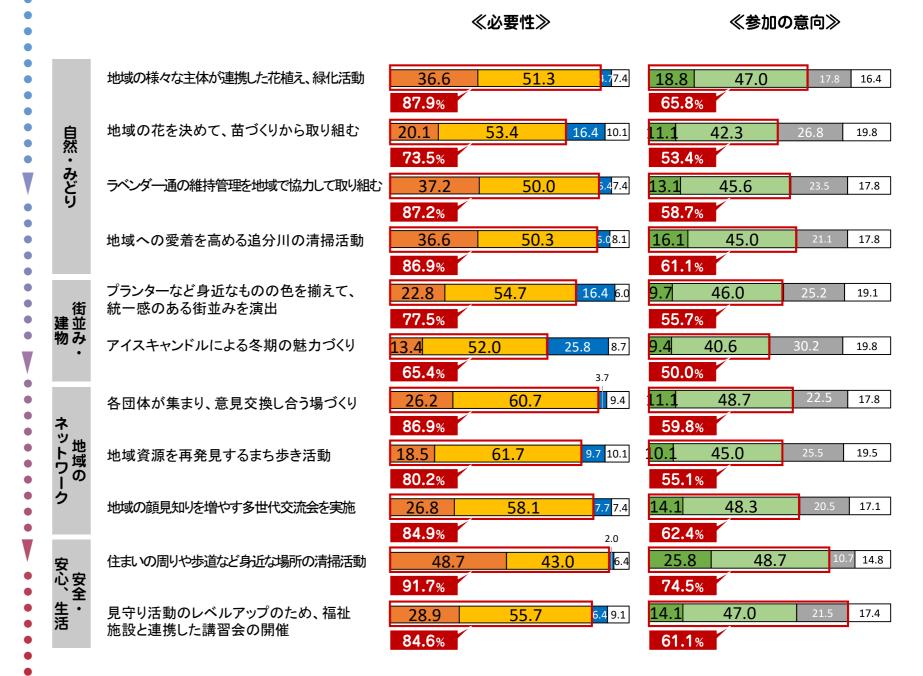
- ・現状気になるような広告物はないが、今後新しく掲出するものに対しては、 何かしらのルールがあるといい。
- ・ネオンや派手な広告はまちの品格を下げているように感じられるため、ルール化は望ましい。
- 広告物等の色味を抑える程度が現実的ではないか。

# 指針への反映 P15~P18

- ・ラベンダー通りのみどり豊かな景観を維持向上していくため、周囲と調 和が図られた広告物等になるようなルールにしました。
- ・今後ラベンダー通りで表示面積が10㎡を超える大きな広告物の掲出など を行う際は、市に届出し、協議する仕組みを設けることとしました。

# 間4 地域の魅力を高める地域活動について

(1) 今後取り組む活動について、どのように考えますか?



## =アンケートや意見交換会における意見=

・地区内のお店や施設などを紹介するマップがあると、よりこの地区の魅力を感じることができるのではないか。

# 指針への反映 P20

・宮の沢中央地区の魅力を発信するマップ作成のアイディアを追加しました。